

とやま中央会 FAX 情報

2021. 8. 17 発行 No.613

労務改善セミナー開催のご案内

本会では、最近の労働関係の法改正への対応や労働時間管理をテーマとした労務改善セミナーを下記の通り開催します。受講料は無料となっており、会場受講のほか、Zoomによるオンライン受講も可能です。

1. **開催日時** 令和3年8月26日(木)
13時30分～16時10分
2. **開催場所** 富山県総合情報センター4階
第1・第2会議室
(富山市高田527)

※感染症対策のため、会場受講の定員は25名といたします。会場で受講される場合は、手洗いやマスク着用など感染予防にご協力ください。オンライン受講につきましては、運営の都合上定員を30名といたします。

3. 内容

【第1部】13時40分～14時50分

テーマ「最近の労働関連法の改正と実務対応」

講師 社会保険労務士 湊 恒成 氏

【第2部】15時～16時10分

テーマ「会社を守る労働時間管理のポイント」

講師 社会保険労務士 村上 茂 氏

4. **対象** 富山県内の事業所や団体の管理者、
人事・労務関係者等

5. お申込み・お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課
TEL. 076-424-3686

本会ホームページよりチラシをダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、FAXいただくか、お申込みフォームよりお申込みください。

検索サイト

◇ 取引力強化推進事業 第2次公募のご案内

本会では、取引力強化推進事業(第2次)の公募を実施しています。小企業者組合・小規模事業者組合が取引力強化促進を図るために行う取組みに対して助成します。

1. **公募締切** 令和3年9月10日(金)

2. 補助対象者

- (1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者※であるもの。
- (2) 事業協同小組合及び企業組合。
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者※であったもの。
- (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者※であるもの。

(5) その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって構成員の2分の1以上が小規模事業者※であるもの。

(6) 一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるものに限る。）であって、構成員の2分の1以上が小規模事業者※であるもの。

※小規模事業者：常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社及び個人

3. 補助対象事業

中小企業・小規模事業者が連携して、共同事業の活性化や受注拡大等、取引力の強化促進を図るために行う特徴的又は先進的な事業。

(1) 共同事業活性化

共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。

(2) 受注促進

共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。

(3) ブランド構築

連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業。

(4) 取引条件改善

団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事業。

(5) その他

上記の他、業界の特徴等を踏まえて行う中小企業・小規模事業者の取引力強化を促進するための事業。

4. 補助金額・補助率

補助金額：上限 500 千円（税抜）

下限 100 千円（税抜）

補助率：2/3

5. お申込み・お問い合わせ

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課
TEL. 076-424-3686

公募要領は本会ホームページよりダウンロードが可能です。

検索サイト

◇ 小企業者組成長戦略推進プログラム等支援事業公募のご案内

本会では、小企業者組成長戦略推進プログラム等支援事業の公募を実施しています。

組合員である小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した、既存の共同事業の改善や新たな事業開発のためのフィージビリティ・スタディ（実現可能性調査）、さらにはフィージビリティ・スタディの結果を具体化するための事業に対し助成します。

1. 公募締切 令和3年9月10日（火）

2. 補助対象者

(1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者（常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人（以下同じ））以下の会社及び個人）であるもの。

(2) 事業協同小組合及び企業組合。

(3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小企業者であったもの。

(4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、4分の3以上が小企業者であるもの。

(5) 前記(1)～(4)に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあつては、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者であるもの。

3. 補助対象事業

(1) 小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施するフィージビリティ・スタディ(同一年度に行う、当該フィージビリティ・スタディの前提となる基礎的な調査を含む。)

(2) 上記(1)のフィージビリティ・スタディの結果を活用した具体化のための事業

4. 補助金額・補助率

補助金額：上限700千円(税抜)

補助率：6/10

5. お申込み・お問い合わせ

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課
TEL. 076-424-3686

公募要領は本会ホームページよりダウンロードが可能です。

検索サイト [富山県中央会](#) [検索](#)

◇ 令和3年度下請法基礎講習会開催のご案内

公正取引委員会中部事務所では、下請取引の適正化を図り、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」)の違反行為を未然に防止するために講習会を開催しています。

今年度においても下請法のほか優越的地位の濫用規制の概要を講習内容に加え、これらの基礎知識の習得を希望する方を対象とした下請法基礎講習会を開催いたします。下請法に初めて触れる方向けの基本的なものとなっており、親

事業者・下請事業者のいずれの立場の事業者でも参加可能です。

1. 開催日時・定員

令和3年8月19日(木) 150名

10月28日(木) 200名

12月2日(木) 200名

令和4年2月8日(火) 200名

いずれも13時30分～16時

2. 開催形式

オンライン講習会
Webexを使用

3. 対象者

中部6県(富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)に所在する事業者

4. お申込み・お問い合わせ

公正取引委員会中部事務所

TEL. 052-961-9421

公正取引委員会のホームページ内「申込フォーム」よりお申込みください。

検索サイト [令和3年度下請法講習会](#) [検索](#)

◇ 中小企業等経営強化法の改正及び経営力向上計画の電子申請のご案内

令和3年8月2日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」とともに、令和3年度の税制改正に伴い、経営力向上計画の認定手続きの柔軟化を行うことになりました。また、令和4年4月より経営力向上計画の申請について完全電子化をする予定です(経済産業省宛のみに限る)。

1. 「中小企業等経営強化法」の改正

施行日：令和3年8月2日(月)

主な改正事項

元気いっぱいファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

①経営力向上計画・経営革新計画の支援対象者を中小企業者から特定事業者に変更（資本金基準の撤廃・従業員数を引上げ）

②M&Aに関する新しい税制の創設（設備投資減税・中小企業事業再編損失準備金）

※また、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の改正に伴い、経営力向上計画の申請様式が変更されます。（令和3年8月1日以前の申請書様式（旧様式）にて認定を受けた後、変更申請する場合は、旧様式でも申請することが可能です。）

2. 経営力向上計画の電子申請について

令和2年4月より経営力向上計画申請プラットフォームにて、経営力向上計画の電子申請対応（※）を実施しています。

※電子申請は、現在、経済産業局/部や一部省庁（国土交通省、農林水産省、厚生労働省、環境省及び文部科学省）宛てに限られています。

電子申請ができない場合でも「経営力向上計画申請プラットフォーム」を利用して申請書を作成し、打ち出したものを郵送で申請することは原則可能です。また、申請書の内容がプラットフォームに保存されるため、変更申請をする際に活用できます。

【電子申請のメリット】

- ・申請書作成にあたり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。
- ・申請書の郵送費用が不要になります。

・審査の進捗状況が確認できます。

以下、経済産業局/部宛てのみに提出する電子申請の場合のメリット

- ・標準処理時間が短縮されます。
- ・認定書は郵送されず、システムからダウンロードが可能です。（認定書用の返送用封筒及び切手代不要）
- ・経済産業局/部宛てのみの申請については、令和4年4月より完全電子化に移行予定となります。

3. 経営力向上計画の認定手続きの柔軟化

・申請時に強化税制対象設備に係る証明書（工業会証明書等）を添付せずに、経営力向上計画の申請が可能となります。

ただし、計画の審査には必要な資料となります。

◇ 8月以降における熱中症予防対策の徹底について

例年、熱中症の発生は7月から8月にかけて急増するところですが、今般、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増しており、職場においても感染防止対策と同時に熱中症予防対策の徹底が求められます。

夏場においては、感染防止の観点で実施される換気の影響により、屋内でも熱中症発生リスクの上昇が懸念されます。8月以降も引き続き職場における熱中症予防対策を徹底いただくようご協力願います。

新型定期預金
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6階
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835